

令和7～9年度札幌市子ども・子育て支援事務センター運営事業に関する包括的業務に係る企画提案審査要領

令和6年10月

札幌市子ども未来局子育て支援部

1 はじめに

「令和7～9年度札幌市子ども・子育て支援事務センター運営事業に関する包括的業務」に係る企画提案の審査については、「令和7～9年度札幌市子ども・子育て支援事務センター運営事業に関する包括的業務に係る企画競争実施委員会」（以下、「実施委員会」という。）において、次のとおり審査するものとする。

2 審査方法及び審査基準

審査は、書面審査及びプレゼンテーションへの評価を、別紙に示す審査票を用いて行う。なお、評価項目及びそのウエイト、評価基準等については、それぞれの審査票において示すとおりとする。

いずれも、各委員が独立して評価点（100点満点）を算出し、その合計値に基づいて実施委員会が評価を確定する方法を基本とする。ただし、合計値の算出に当たっては、事業者ごとに最高点及び最低点となった委員の評価点を除いた、残りの委員の評価点を合計するものとする。

評価の例

委員名	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	委員G
評価点	90点	80点	80点	75点	70点	70点	55点
採否	×(最高点)	○	○	○	○	○	×(最低点)
合計値	375点 (=80+80+75+70+70) / 500点満点						-

※7名の評価点のうち、「委員A」は最高点のため、そして「委員G」は最低点のため、いずれも算出対象から除き、残り5名の評価点を合計して合計値を算出した。

3 書面審査

書面審査は、提案者が5者以上であった場合に、プレゼンテーションを行う4者を選定するために実施する。

(1) 実施方法

各委員は、あらかじめ配付された企画提案書を、別紙1「企画提案書類審査票」に基づき審査する。委員長は審査票の集計結果を確認し、プレゼンテーションを行う事業者を選定する。

(2) 審査

別紙1「企画提案書類審査票」により企画提案書を各委員が審査した結果に基づき、上位となった4つの事業者を選定する。

4 プrezentation

書面審査を通過した事業者は、実施委員会に対しプレゼンテーションを行い、企画提案の趣旨について説明する。実施委員会は、プレゼンテーションを受け、企画提案内容が最も優れていると評価した事業者を契約候補者として選定する。

(1) 実施方法

各事業者は、あらかじめ指定された日時及び場所で実施される委員会の場において、入れ替わりでプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは、各事業者による提案趣旨説明及び各委員との質疑を含むものとする。

(2) 審査

別紙2「企画提案プレゼンテーション審査票」によりプレゼンテーション内容を各委員が審査した結果に基づき、委員会は最も優れていると評価された事業者を契約候補者として選定する。

契約候補者の選定に当たっては、評価点の合計値の6割を最低基準点として定め、最低基準点に満たない場合は契約候補者としないものとする。提案者が1者であったときでも、最低基準点に満たない場合は契約候補者としない。

同点の際は、「履行計画」と「体制」に係る評価点の合計値が最も高い事業者を選定するが、なお同点の場合は、実施委員会の協議により契約候補者を選定する。

5 その他

上記のほか、審査に必要な事項については委員長が定める。